

議長

農業委員現在数 14 名、出席 13 名、よって会議は成立いたしました。

これより令和 3 年度第 6 回青梅市農業委員会を開会いたします。

はじめに議事録署名委員の指名ですが、会議規則第 13 条の規定により、第 5 番 石川委員さん、第 6 番 森田委員さんを指名いたしますのでよろしく願いいたします。

次に、諸報告について事務局から報告願います。

事務局

前回総会から今日までの営業につきまして報告いたします。9 月 6 日から 9 月 10 日まで農振農用地の現地調査を回っていただきました。市内の農用地ですが、加藤会長と小峰職務代理、各地区の担当の委員の方に現地を回っていただきました。ありがとうございました。

9 月 16 日西多摩地区農業委員推進研修に、市役所にてリモートで実施し、皆様にご出席いただきました。

議長

以上で報告を終わります。

次に日程 4 の議案審議に入ります。

それでは初めに、議案第 1 号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4 件を上程いたします。

整理番号 4 番について、野村委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号 4 番の野村です。

整理番号 2 番について説明します。

9 月 16 日事務局と現地調査を行いました。本人の立会いはありませんでした。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

この畑は3つ続いておりまして、以前、梅の木が植えられており、P P Vの問題で伐採され、また梅の苗木を植えました。草などは刈られており問題ないと思いましたが、畑の広さに比べて苗木が少ないようで、以前植えたのが枯れたのかもしれませんが。苗木が畑の広さと比べて少なく見受けられたので、申請人に空いている所に差し木してもらうよう事務局の方から伝えてもらうようお願いしました。畑としては問題なく管理されていると思いました。よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号2番について、森田委員さんの説明をお願いします。

委員

議席番号6番 森田です。

整理番号2番について説明します。

9月14日日本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

申請人住所、氏名

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の東側にある畑で一段になっています。クリの木、イチヨウの木が植わり実を取るようなことを言っていました。ワラビが広い部分で作ってあり塩船観音寺のお祭りにワラビを売るとのことです。現在は大根が蒔いてありピーマンの残りが少しあります。春にはジャガイモ、これから冬野菜を作る予定だそうです。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

自宅の南側の一段の畑の一面になります。この畑は南側にクリの木が

植えてありました。春にはサヤエンドウ、ジャガイモを耕作して植えていたのですが、現状は夏草が生えている状態でした。どうしてこのような状態なのかを聞いたら、湿地で前にトラクターがはまって大変な目にあったので、梅雨から秋までは身動きが取れないということでしたので、畑が乾きましたら除草の方、畑の管理をお願いしました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号3番および4番について、福島委員さんの説明をお願いします。

委員

推進委員の福島です。

整理番号3番について説明します。

9月16日日本人の立会いなく現地調査を行いました。

申請人、住所、

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一段の畑になっていまして、柿、栗、梅、柚子、ミカン等が植えてありまして草は刈ってありました。一部、大根と里芋、白菜等が植えてあります。

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

地番、地目畑、面積

一段の畑になっていまして、梅の苗木が植えてあります。当日草刈りの途中でした。

整理番号4番について説明します。

申請人、住所

特例適用所在地

地番、地目畑、面積

多摩川の南側斜面で、半分がウド、半分が梅、柿、イチジクが植わっておりました。草の背丈が伸びていました。

地番、地目畑、面積

梅の苗木が植わっておりました。

地番、地目畑、面積

ネギ、里芋、ヤツガシラ等が植えてあり肥培管理されておりました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で、担当委員の説明は終わりました。本件につきまして御質疑ございませんか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手12名]

議長

挙手12名により、可決されました。

よって、議案第1号「引き続き農業経営を行っている旨の証明について」4件は原案のとおり証明することに決定いたしました。

議長

次に、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第2号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」御説明申し上げます。議案の2ページを御覧ください。

整理番号1番

《証明申請者、主たる従事者、買い取り申出生産緑地を読み上げ》

農地所有者の さんが令和元年10月7日に死亡されたため、
相続人である さんが生産緑地の買い取り申出を行うにあたって、
生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、9月14日に八木委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

次に整理番号2番。

農地所有者の さんが令和3年4月10日に死亡されたため、
相続人である さんが生産緑地の買い取り申出を行うにあたって、
生産緑地法第10条の規定に基づき、農業の主たる従事者に該当するかの証明願が行われたものでございます。

現地調査でございますが、9月14日に町田委員さんと行いまして、主たる従事者として証明することについて支障なしとの結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番について、八木委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号 3 番 八木です。

整理番号 1 番について説明します。

9 月 1 4 日事務局と現地調査を行いました。死亡してから 3 年が経っていますが、キウイフルーツ、ネギ、その他作物が植わっているのを確認しました。3 年間きちんとやっていたと感じました。

よろしくご審議をお願いします。

議長

整理番号 2 番について、町田委員さんの補足説明は何かございますか。

委員

議席番号 8 番 町田です。

整理番号 2 番について説明します。

9 月 4 日事務局 2 名と現地調査を行いました。内容については事務局の方の説明の通りです。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

議長

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 2 名]

議長

挙手 1 2 名により、可決されました。

よって、議案第 2 号「生産緑地にかかる農業の主たる従事者についての証明願について」2 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第3号「農地法第3条の規定による許可申請について」4件を御説明いたします。議案の3ページを御覧ください。

整理番号1番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの使用貸借権の設定でございます。

期間は5年間となっております。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件について、農地法第3条の許可を得るためには、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙1》の調査書を御覧ください。

まず、第2項第1号。許可することにあたって、許可を受ける農地について土地のすべてを効率的に利用できることが求められますが、譲受人および世帯員等の耕作状況、必要な機械の所有の状況、農作業に従事する者の数等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと判断しました。

次に第2項第2号および第3号については、適用致しません。

次に第2項第4号。許可することにあたっては、譲受人および世帯員等が農作業常時従事できることが求められます。この農作業常時従事とは、農地法施行規則により150日となっております。本案件につきましては、譲受人およびその世帯員等は、農作業を行う必要がある日数について農作業に従事すると判断しております。

次に第2項第5号。許可することにあたっては、青梅市においては、譲受人および世帯員等がすでに所有する農地と所有権移転する農地の面

積の合計が30アール（3,000 m²）以上であることが求められます。本案件については、譲受人およびその世帯員等が耕作の事業に供すべき農地は、合計30アールを超えておりますので、不許可事項には該当致しません。

次に第2項第6号。本案件については、転貸ではございませんので、適用致しません。

最後に第2項第7号。許可することにあたっては、農地の権利移動を行うことで、地域調和が乱されることがないことが求められます。本案件については、

葉菜類を栽培する計画であり、周辺の農地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障は生じないものと判断致しました。

以上のとおり農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、現地調査でございますが、9月13日に高山委員さんと行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号2番

こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの使用貸借権の設定でございます。

こちらの期間は10年間となっております。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第3条の許可を得るため、“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議案第3号 別紙2》の調査書を御覧ください。

許可要件につきましては、先ほど申し上げたとおりとなります。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許

可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件について譲受人は根菜類を栽培する計画です。

また、現地調査につきまして、整理番号1番と同様に9月13日に高山委員さんで行いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

次に、整理番号3番

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、譲受人理由を読み上げ》

こちらは譲渡人の　　さんから譲受人の　　さんへの使用貸借権の設定でございます。

こちらの期間は5年間となっております。

本案件についても、整理番号1番、2番と同様“農地法第3条第2項各号”に該当しないことが求められます。この案件につきましても、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。この判断については《議案第3号 別紙3》の調査書を御覧ください。

なお、本案件について、譲受人は豆類を作る計画です。

また、現地調査につきましても、整理番号1番、2番と同様です。

なお、譲受人の　　さんにつきまして、住所が　　となっておりますが、現在、成木に住宅を購入しており、今後、そこを拠点に営農を開始するとのことです。

また、自営業のため、早朝からお昼ごろまでは毎日、農作業に取り組むことが可能とのことでした。

農機具についても。トラクターと耕運機を購入しており、それらを利用し農作業に従事していくとのことです。

次に整理番号 4 番
こちらは、譲渡人の さんから、譲受人の さんへの売買
契約でございます。

《譲渡人の住所氏名、譲受人の住所氏名職業耕作面積世帯員、申請地、
譲受人理由を読み上げ》

本案件についても、農地法第 3 条の許可を得るため、“農地法第 3 条第
2 項各号”に該当しないことが求められます。この判断については《議
案第 3 号 別紙 4 》の調査書を御覧ください。

この案件につきましても、農地法第 3 条第 2 項各号には該当しないた
め、許可要件をすべて満たしていると判断致しました。

なお、本案件について譲受人は果樹を栽培する計画です。

また、現地調査につきまして、同様に 9 月 13 日に高山委員さんで行
いまして、調査結果は許可するに相当であるとの判断となりました。

以上でございます。よろしく御審議をお願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号 1 番から 4 番について、高山委員さんの補足説明はなにかご
ざいますか。

委員

推進委員の高山庫夫です。

整理番号 1 番から 3 番が同一人です。

9 月 13 日に本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。

整理番号 1 番の畑は長年手が入った状況がない荒廃農地でして、生い
茂ったツルや、太い根を掘り起こし耕うんしていました。ここでは薬物
野菜類を栽培したいとのことでした。

整理番号2番の畑につきましては、相続も草刈りも行われず数年来、手を入れた状況はなく、雑草やススキが茂った荒廃農地で、草刈りおよび株の掘り起こし作業を行っている所でした。ここには根菜類を栽培予定とのことでした。

整理番号3番の畑は、毎年1、2度の草刈り作業が行われていたようですが、雑草が茂り荒廃に近い農地になっている所です。ここにはイモ類、豆類の作付けを行いたいとのことでした。

2番3番の畑につきましては農用地となっておりまして、ぜひ耕作を続けてもらいたいと思います。

整理番号4番ですが、9月13日に本人立会いの下、事務局と現地調査を行いました。現地にはウメ、ザクロ、カシ、ビワが各一本植わっていました。今後、柿の木を植えていきたいということでした。

よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

委員 質疑1

議席番号10番 小峰敏明です。

さんは、新規就農で初めてで、今までどこかで経験されていたなど、農作業ができるという判断をされたと思いますが、その状況がわかれば教えていただきたいです。

委員

推進委員 高山庫夫です。

この方は に事務所があり、成木に住宅を購入したということで、大体は週末に青梅へ来て、農業を行って経営していきたいという事です。午前中が都合つけられるので200日くらいは農業に従事していくとのことでした。事務所の中の雇用している人については、過去に農業をやっ

ていたという事があって、その方に一緒に手伝ってもらい教わりながら営農するという話でした。

すでにトラクター、軽トラック等を用意していて気合が入っているということです。農業の方、就農については問題ないと思われれます。

事務局

これまで経験はないのですが、今後一生懸命やられていくということで、東京都の定年等就農セミナーに今後通われて、そこで技術などを積んでいく予定だという事でした。

委員

これは補助金が出ているのではないですか？

事務局

認定農業者の申請はされていないので補助金は受けていません。

委員

面積の関係なのですが、農業を食べていこうではなく農業をやって行こうという人のために、基準を下げられないものなのか？

農業申請者の農業地も、高齢になったり病気になったりで手が入らない状況が出てきています。退職した人が5畝からやっていきたいという時に、縛りがあると難しい。農地として確保していくためには基準の面積を下げていただくような検討をお願いしたいです。

事務局

通常は 3,000 m²という下限面積要件があるのですが、例外規定もあります。農業委員会で認めれば、下限面積をその人だけ特別に下げることが出来ないわけではないです。

議長

他に御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手 1 3 名]

議長

挙手 1 3 により、可決されました。

よって、議案第 3 号「農地法第 3 条の規定による許可申請について」4 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

次に議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」2 件を上程いたします。

それでは、事務局の説明をお願いします。

事務局

それでは議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」御説明致します。議案の 4 ページを御覧ください。

本件は、農地所有者より農業会議へ農地中間管理事業による使用貸借しょうたいしゃくの設定の申出があり、農業会議が借り受け希望者を 3 0 日間公募したところ、申込がありましたので、東京都農業会議より青梅市に対して、農用地利用集積計画（一括方式）の作成の依頼がございました。

同一の案件となりますので、整理番号 1 番、2 番を合わせて御説明いたします。

本案件について、農用地利用集積計画（一括方式）を作成しました。農業経営基盤強化促進法第 1 8 条第 1 項の規定により、この集積計画については農業委員会の議決を得ることが求められているため、青梅市長より青梅市農業委員会へ議案のとおり集積計画の内容について審議と承認が依頼されたものでございます。

次に《議案第4号 別紙1》の農用地利用集積計画（一括方式）を御覧ください。

利用権設定の新規の申し込みとなり、設定する権利は使用貸借権です。契約期間は、令和3年10月1日から令和13年3月31日までの9年6か月です。

農地所有者から中間管理機構、中間管理機構から耕作者への利用権を一括して設定するものとなります。

また、利用権の設定には、農業経営基盤強化促進法の第18条第3項の各要件が満たされていることが求められます、こちらに関しましては、《議案第4号 別紙2》の調書を御覧ください。

◎農業経営基盤強化促進法第18条第3項

はじめに、第1号「農用地利用集積計画の内容が青梅市の定める基本構想に適合するものであること」でございますが、基本構想に記載される「利用権の設定等を受ける者の備えるべき要件」につきましては、農地のすべてを効率的に利用することや農作業に常時従事することなどが示されております。本件につきましては、使用借人が所有または借用する農機具や農作業に従事する者の状況等からみて、耕作の事業に供すべき農地のすべてを効率的に利用できるものと見込まれ、また、借人は農作業を行う必要がある日数について従事すると見込まれますので、第1号には該当すると考えております。

続いて第2号のイ「農地の全部効率利用」およびロ「農作業常時従事」については、先ほど御説明致しました第1号とほぼ同義ですので、ともに該当すると考えております。

続いて第3号のイについては、「第2号のロに該当しない場合」でございますので、本案件では適用致しません。

続いて第3号のロについても、「法人である場合」でございますので、本案件では適用致しません。

最後に第4号「農地にかかる権利を持つ全ての者の同意を得ること」でございますが、本案件は所有者である使用貸人、使用借人の両者に利用集積計画を確認いただき同意の印をもらっております。従いまして権

利者の同意を得ておりますので、該当すると考えております。

よって農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号と照合した結果、別添調書のとおり、許可要件をすべて満たしていると考えます。

また、申請地においては、キノコを栽培する予定になっております。

現地調査につきましては、9月15日に川鍋委員さんと行いまして、支障なしとの協議結果となっております。

以上でございます。よろしく御審議お願いいたします。

議長

事務局の説明は終わりました。

整理番号1番および2番について、川鍋委員さんの補足説明はございますか。

委員

議席番号2番 川鍋です。

9月15日事務局、本人立会いの下、現地調査を行いました。畑は、草は刈ってあるのですが、しばらく作物を作っていないところでした。そこにシイタケの原木を置きたいとのことで、単管パイプ、遮光ネット等を張って、その下で栽培していくと言っていました。特に問題はないと思います。よろしくご審議をお願いします。

議長

以上で担当委員の補足説明は終わりました。

本件につきまして御質疑ございますか。

御意見、御質問等ないようですので、採決を取ります。賛成の農業委員は挙手をお願いします。

[挙手13名]

議長

挙手 13 名により、可決されました。

よって、議案第 4 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による農用地利用集積計画の決定について」2 件は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議長

次に、日程 5 の報告事項に移らせていただきます。

報告事項として、会長専決処理等の報告を申し上げますので、別冊の報告書を御用意ください。

それでは報告に移ります。

はじめに「農地法第 3 条の 3 第 1 項の規定による届出について」は、1 件で 1 ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出について」は、19 件で 2 ページから 4 ページに記載されたとおりです。

議長

次に「農地の転用事実に関する照会に対する回答」は、1 件で 5 ページに記載されたとおりです。

議長

次に「耕作証明書について」は、1 件で 6 ページに記載されたとおりです。

議長

以上で報告は終わります。御質疑等がなければ、報告のとおり御了承をいただきたいと思います。よろしいでしょうか。

[異議なし]

議長

ありがとうございました。

ただいまの報告をもちまして、本日の審議はすべて終了いたしました。

慎重な御審議を賜りありがとうございました。

感謝を申し上げ総会を閉会とさせていただきます。

なお、全員協議会は午後4時20分から開会いたします。